

内、灯油等の商品について一定の公差の範囲内で事業者が販売することを義務づける商品量目制度なども導入されているものとなつております。歴史的に見ますと確かに国の権力というものが統治をしやすい、その一つの目安としてこういういわゆる計量制度というものが設けられましたけれども、明治以降、近代国家になるに従つて、やはり消費者の立場に立つというようなそういう側面の中では現在計量法がある、このように認識しております。

○本田良一君 大臣も私と同じ消費者の保護の考え方を持つておられまして、大変安心をいたしました。

それでは、これは平成四年五月二十日に改正がなされた計量法ですけれども、ところがこの計量法の中には今日に至りましても条文の中に消費者保護をうたっていないんですね。だから、この条文に消費者保護を一項入れる、このことのお考えはいかがでございますか。

○国務大臣(平沼赳氏君) お答えを申し上げます。

計量法の目的というものは、計量の基準を定めまして、適正な計量の実施を確保いたし、もつて経済の発展及び文化の向上に寄与することとなつております。この法目的を実現するため、商品量目制度や各家庭で使用する水道メーター等の検定を行つておりますが、これらは計量における一般消費者の保護に貢献をしているものだ、このように思つております。

したがつて、計量法の条文の中には御指摘のように消費者保護という文言は入つておりませんけれども、消費者保護の趣旨やそのための制度は既に計量制度に盛り込まれている、私どもはこのようないくに認識をいたしているところでございます。

○本田良一君 私は、これを地方議員でありました市会議員のとき、また県会議員のときも、この計量法をずっと扱つてまいりました。その都度今のように申し上げまして、國の方の見解を今初めで聞いたわけですが、地方では國の方でやること

肉、灯油等の商品について一定の公差の範囲内で事業者が販売することを義務づける商品量目制度なども導入されているものとなつております。歴史的に見ますと確かに国の権力というものが統治をしやすい、その一つの目安としてこういういわゆる計量制度というものが設けられましたけれども、明治以降、近代国家になるに従つて、やはり消費者の立場に立つというようなそういう側面の中では私は現在計量法がある、このように認識しております。

大臣から改め
ような答えに
おりましたが
それの計量
費者保護につ
ても、やっぱ
いうことはこ
で、そのこと
いますから、
いと思います。
次に、以前
pmという計
りましたが、
いうそудであ
めようとする
の百万分の一
一、千兆分率
現在の法律
単位は昭和四
とたたないう
いつの日かさ
量物質の測定
の改正で果た
ましようか。
も、五十年く
と思いますが、
○副大臣(松田
我が国の取り
定めておるわ
いたしますこ
等の基礎を築
す。過去にお
ル法を統一的
製品の規格化
ど、我が國の
たところであ
た性質、

答弁でありましたけれども、きょうて國の御意見を聞きましたが、そのなるのではないかなど、こう思つて、もう今世紀でございますので、そ行政をびしゃりとやればちゃんと消ながつていくんだということであつたり法は法として明文化をしておくとります。今回、新たにこの法案で定められた極微量物質の計量単位は、さらにその一兆分率と、さらにつきの千分のであります。

に公害問題が騒がれていたころ、 ppm などの計量単位が我々の耳に懐かしいのです。 ppm は計量単位として百万分率となります。今回、新たにこの法案で定められている ppm などの計量十九年に改定をされました。三十年ちに今回の見直しでありますから、らにこの基準では対応できない超微が必要になるやもしれません。今回して今後何年ぐらい大丈夫でござい二十一世紀中とまではいかなくともらいの見直し期間が必要ではないか、いかがですか。

(田川夫君) 計量法におきましては、または説明に使用される計量単位を統一でございますが、計量単位を統一とは経済の発展あるいは学術の振興く上で必要不可欠なものでございまきましても、計量単位としてメートルに採用することによりまして、工業を通じて生産性の向上に寄与するな産業経済の発展に大きく貢献してきります。

を与えるということから軽々に変えられないといふ、安定性といいますか、そういう性質が求められるのは当然であります、また同時に、技術の進展等の時代の要請に的確に対応していくことも求められるものであります。

今回の法改正によりまして、御指摘の P.P.t とかあるいは P.P.Q といった単位を追加するわけであります、これはまさにこのような見地から現在や将来に見込まれる単位として新たに加えようとするものであります。昨今のように、技術の進歩が極めて速い時代にありまして、今後どれだけの期間に新たな計量単位のニーズがあらわれるか今見込むことは極めて困難なことであるかと存じますが、いずれにいたしましても、今申しました安定性と時代への対応の双方の要請にいかにうまくともにこたえていくかということが基本かと存じます。

○本田良一君 次に、また二十一世紀に日本が新しい計量単位を生み出し、国際計量単位として採用される可能性はありますか、お伺いをいたします。

○副大臣(松田岩夫君) 今申しましたように、現在の国際社会は極めて技術進歩も著しく、また変化の激しい時代でもあります。このような時代にありますて、新たな技術の開発に伴つて新たな計量単位が必要とする場面がないとは決して断ぜられないと思うわけであります。

計量単位は国際的に共通であることが求められるものであります、昨今の技術進歩、今申しましたように目覚ましい時代の中であつて、むしろ我が国で活発な技術開発が見られ、これによつて新たな我が国初の計量単位があらわれ、ひいてはこれが国際的に認められた共通なものとなつていくといったようなことを大いにともども期待したいものだと思うのであります。

○本田良一君 今、松田副大臣の答弁、私もその辺が意図するところでございます。実を言いますと、これは後でその点を具体的にも述べたいと思ひますので、次に回させていただきます。

今回の法案では、計量制度を構成する幾つかの要素、計量器、計量証明事業、計量士、国家計量標準などのうち、計量証明事業にだけ焦点が当てられております。極微量物質の計量ニーズの増大に対応するのであれば、計量士などの資格検定制度について、あるいは計量器などのハード面についても新たな基準を設定するなど、何らかの見直しが必要ではないかと思いますが、そこで以下お伺いをいたします。

まず、計量制度を支える人的資源として計量士があります。我が国全体で現在有資格者は何人ぐらいでしょうか、また毎年新たに資格を取る人はどのくらいいるでしょうか。

次に、計量士という存在は一般市民から見ればなかなかその姿が見えない。現在、既に資格を持っている計量士は主にどこにいるのでしょうか。彼らは今回の法案の対象となる極微量物質の測定に対応できるのでしょうか、それとも新たな研修が必要なのでしょうか。もしそうだとしたら、そういう研修を実施する考えはおありでございましょうか。

次に、現在の計量士認定の基準について、今回の改正に合わせた見直しの必要性はないのでしょうか。

以上、まず区切ってお聞きします。

○副大臣(松田岩夫君) 幾つかの御質問をいただきまして、順次御答弁させていただきます。

まず、計量士のこととございますが、計量士制度は、計量に関する専門の知識、技能を有する者に対して資格を与え、計量法に基づく一定分野の職務を分担させることによりまして、計量器の自主的な管理や適正な計量の推進に寄与することを目的に、昭和二十六年の計量法制定時に導入されたものであります。

計量士には、大きく分けまして、質量分野の専門家である一般計量士と、環境分野の専門家であります環境計量士の二種類がございますが、これまでに一般計量士として約一万二千人が、また環境計量士として約一万人が登録されております。

また、毎年新たに計量士資格を取得する者として、は、年によつてもちろん若干変動がありますけれども、最近の数字を申し上げますと、一般計量士が大体二百人前後、環境計量士が五百人前後となっております。

次に、計量士は、なかなか市民の立場から見るとその姿が見えない、一体どこにおられるのかと、いう御趣旨の御質問がございました。

計量士は、計量に関する専門家として幅広く活動しております。具体的には計量器の製造メー

カー、計量器のユーザー、指定検定機関あるいは

指定定期検査機関、計量証明事業者、各都道府県

などにおきまして、その専門家として計量器の検

査等の任を担つておられるわけでございます。また、

計量士は、これら業務以外にも消費者保護の観

点からの適正計量の実施において重要な役割を担

つておきまして、例え家庭用計量器

の無料診断を各都道府県と協力して全国各地で行

うなど、計量器に関する消費者からの相談にも積

極的に対応していただいているところでございま

す。

次に、今回の法案の対象となる極微量物質の測定に對応できるのかといつたような御趣旨の御質問でござります。

今回の法案の対象となります極微量物質の測定に当たまつては、実際の計量管理の任を担います計量士についても、極微量物質に対応した高い

知識、経験が当然のことながら必要となるものであります。このような極微量物質に関しましては、濃度関係の環境計量士が大きく関係することになりますが、濃度関係の環境計量士は、濃度一

般の計量計測に必要な計量管理を既に身につけてござります。

したがいまして、それに加えまして、それによ

る方々でござります。したがいまして、それに加え

て個別の各極微量物質に応じて必要となる専門的な知識、経験を確保していただくことができれば、極微量物質の計量計測にも対応できるものと考えております。

なお、こうした専門的な知識、経験としては、極微量物質の計量に関する一定期間の実務経験と

いうものを求めるとしておりますが、このよ

うな実務経験を積めるかどうかについては事業者によつて対応できるところとできないところがあります。そういう意味で、実務経験を補う研修が期待されている側面もございます。

こういった点も踏まえまして、今回の法改正に合わせまして、計量士に必要とされる知識、経験の習得に関しまして、この四月一日から発足させ

ていただきました独立行政法人産業技術総合研究所において、専門的知識、経験を教授する研修制度を実施する予定としておりまして、国としても

積極的に支援してまいり考えております。

もう一点、現在の計量士認定の基準について、

今回の改正に合わせた見直しは必要ではないかと

いう御質問でございました。

今回の法改正に深く関係する濃度関係の計量士につきましては、今申し述べましたように、濃度

一般的の計量計測に必要な計量管理を既に身につけておりますので、これに加えまして、今申しまし

た個別の極微量物質に応じた専門的知識、経験を確保できれば対応できると考えております。した

がいまして、今回の制度改正に当たまつては、

極微量物質の計量証明に係る計量士につきましては、対象物質に係る知識、経験を追加的に求める

ことが適当であると考えております。これによつて新たな資格区分を設けるなどといった複雑さが避けられます。

御案内のように、規制緩和推進計画におきまし

ても、こういった一般的に資格者の業務範囲等の細分化を避け、業務範囲の統合、拡大を図れと

いう方向で今規制緩和推進を進めておる考え方によつて新たな資格区分を設けるなどといった複雑さが避けられます。

御案内によつて、規制緩和推進計画におきまし

ておりまして、これに加えまして、今申しまし

た個別の極微量物質に応じた専門的知識、経験を確保できれば対応できると考えております。した

がいまして、今回の制度改正に当たまつては、

極微量物質の計量証明に係る計量士につきましては、対象物質に係る知識、経験を追加的に求める

ことが適当であると考えております。これによつて新たな資格区分を設けるなどといった複雑さが避けられます。

御案内のように、規制緩和推進計画におきまし

ても、こういった一般的に資格者の業務範囲等の

細分化を避け、業務範囲の統合、拡大を図れと

いう方向で今規制緩和推進を進めておる考え方によつて新たな資格区分を設けるなどといった複雑さが避けられます。

御案内のように、規制緩和推進計画におきまし

ても、こういった一般的に資格者の業務範囲等の

細分化を避け、業務範囲の統合、拡大を図れと

いう方向で今規制緩和推進を進めておる考え方によつて新たな資格区分を設けるなどといった複雑さが避けられます。

御案内のように、規制緩和推進計画におきまし

ても、こういった一般的に資格者の業務範囲等の

細分化を避け、業務範囲の統合、拡大を図れと

いう方向で今規制緩和推進を進めておる考え方によつて新たな資格区分を設けるなどといった複雑さが避けられます。

ということでありましたが、私どもが端的に知つているのは地方自治体の職員として計量士の免許を持つておられるということぐらいであります。それが一般の市民は知らない方が多いわけでありますので、よければそういう点が今後、広報活動などでそういうある程度の分野に計量士が存在をしているという広報活動などをお願いしたい

と思います。

本当に身分的なこともお聞きしたかつたんですが、財政上、計量士だけの免許を持っておつて、国家試験を受けて計量士になつて計量士だけで生計が立てられる、そういう状態であれば非常にようり消費者のためになるのではないかと、ここまで私は考えているんですけども、今説明を聞いた範囲で今回行きたいと思っております。

次に、それではこの法案の中身であります計量

証明事業についてお尋ねをいたします。

今回、極微量物質の計量証明に当たつては、新たに工程管理の適切さを検査項目に加えました。

そのため、計量証明事業者は、独立行政法人製品評価技術基盤機構または指定民間機関の認定を受

けなければ対応できると考えております。した

がいまして、今回の制度改正に当たまつては、

極微量物質の計量証明に係る計量士につきましては、

一般的の計量計測に必要な計量管理を既に身につけておりますので、これに加えまして、今申しまし

た個別の極微量物質に応じた専門的知識、経験を確保できれば対応できると考えております。した

がいまして、今回の制度改正に当たまつては、

極微量物質の計量証明に係る計量士につきましては、

一般的の計量計測に必要な計量管理を既に身につけておりますので、これに加えまして、今申しまし

ります。

独立行政法人製品評価技術基盤機構は、従来から工業標準化法、計量法などに基づく同種の認定

業務を実施しております。かつそのための体制も有しておりますところから、今般の制度改正に

おいても同機構を活用する、このようにしたところでございます。

さらに、今般の制度改革においては、指定民間機関制度を導入しております。技術面や品質システム管理面により高度な能力を有し、かつ統一的、客観的及び継続的に責任を持つて認定できる

機関を実施しております。かつそのための体制を有している民間機関であれば、積極的に指

定することとしております。

なお、独立行政法人製品評価技術基盤機構は、これまでにも国の機関といたしまして、工業標準化

法や計量法などに基づく業務、バイオテクノロジー一分野や化学分野などにおける各種データベー

スの構築、整備などの業務を実施しております。

今回、認定事業については、機構の既存業務の一

部を活用するものそのため、民間機関が育つこ

とによって機構が解散することはない、このよう

に考えておることでございます。

○本田良一君 独立行政法人を全般的に、この産業省の独立行政法人だけということではなくて、

私は以前から大臣にも新産業創出のところで独立行政法人をなくして民に移行と、案外今的小泉首

相のおっしゃることと似ておりますけれども、それ以前から主張しておりました、こういう点

をやっぱり民で行うことによって新しい産業を起

こすと。そして、既に民間指定機関になつてお

る、これもやれないことはないという証明として、例え

ば今回のダイオキシンの測定に当たつても、現

在、社団法人の日本化學試験所認定機構があり、

財團法人の日本適合性認定協会があります。そし

て、存在をして現実に民でやつておりますので、

これもやれないことはないと、そういうことで私

は申し上げております。

次に、独立行政法人はどの程度の料金で認定を

受け負うのでありますか。料金は高過ぎない

ことだつたが、これがどうも問題であります。そこで、この問題を解決するためには、認定する側も技術面や品質システム管理面でより高度な能力を持つ専門的機関であることを、統一的、客観的及び継続的に責任を持つて認定できる体制であることが必要であると思つてお

ります。

請け負うのでありますか。料金は高過ぎない

か、どのくらいの需要を想定しているか、年間収支はいかがでございますか。

次に、製品評価技術基盤機構は、従来から経済産業省内で製品評価技術センターとして業務を行つております。この法案に先立つて、この四月一日に独立行政法人としてスタートされたと聞いております。この法案の成立を見越した措置ありましたでしようか。そもそもこの機構がどういう業務をして、組織はどうか、また年間の収支はどうなうなつてているのか、全体像を教えていただきたい。これは副大臣でございます。

もう一つ質問を。計量証明事業者認定制度がこの機構の新たな仕事として加わったわけでありま

すが、経済産業省内にあるときと比べ、担当人員

の増加はあつたのでありますようか。このパンフ

レットの独立行政法人製品評価技術基盤機構、こ

の中にちゃんと計量証明事業者認定制度、仮称と

この中でまだなつておりますが、そのところま

でひとつ御説明をお願いします。

○副大臣(松田岩夫君) 順次お答えさせていただ

きます。

最初に、独立行政法人はどの程度の料金で認定

を請け負うのかという御質問でございます。

認定に要します手数料につきましては、本法案

が成立いたしました後に認定のために必要となる

実費に対応した額を政令で設定することとなりま

すが、審査手続の合理化、効率化に当然努めさせ

ていただく中で、できるだけ低廉化が図られるよ

う、具体的に検討してまいりたいと思っておりま

す。ちなみに、このような工程全体の審査を行う

ものの例では、およそ百万円内外を現在要してい

るようでございます。こういったことも踏まえま

して、できるだけ低廉になるように政令で定めて

いく考えであります。

次に、これから決めることでございますが、料

金は高過ぎないか、どのくらいの年間収支かとか

いう御質問がございました。

認定の手数料につきましては、今申しましたよ

うに、認定を確実に行うための実費を勘案して設

定することとなるものであります。できるだけ合理化あるいは効率化に努めまして低廉化を図つてまいりたいと考えております。

現在、ダイオキシン類の計量計測を確実に行つている事業者の状況を踏まえますと、今回新たに導入しようとしております認定制度における申請者数は、当面は全体でおよそ百から百五十程度と想定いたしております。

年間収支についてでございますが、収入の額は今後定めるまさに手数料の額と年間の申請件数によって決まつてくるわけでございます。その具体的な額を見込むことには困難がありますけれども、いずれにせよ実費を勘案いたしました手数料を設定して、収支相償の考え方方に立つて運営していく考えであります。

次に、製品評価技術基盤機構、従来から省内に製品評価技術センターとして業務をしておつたわがでございますが、この四月一日に御案内のとおり独立行政法人としてスタートしてございます。

この法案の成立を見越した措置であるかという御趣旨の御質問でございました。

御承知のとおり、独立行政法人は、各省庁などをこの国の機関とは独立した法人格を有するもので、政策の立案機能と実施機能とを分離する考え方のものが成立いたしました後に認定のために必要となる実費に対応した額を政令で設定することとなりますが、審査手続の合理化、効率化に当然努めさせていただく中で、できるだけ低廉化が図られるよう、具体的に検討してまいりたいと思っております。ちなみに、このような工程全体の審査を行うものの例では、およそ百万円内外を現在要してい

るようでございます。こういったこともあります。そこで、かかる決めることでございますが、料

金は高過ぎないか、どのくらいの年間収支かとか

いう御質問がございました。

認定の手数料につきましては、今申しましたよ

うに、認定を確実に行うための実費を勘案して設

のものとは理解しておりません。

それから、そもそもこの機構がどういう業務をして、組織はどうか、また年間の収支はどうなうか、全体像を伺いたいという御質問でございまし

た。

独立行政法人製品評価技術基盤機構は、その設置法において、工業製品その他の物資に関する技術上の評価、工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供などを行うこととされています。具体的には、工業標準化法や計量法などに基づく業務、バイオテクノロジー分野や化学分野などにおける各種データベースの構築、整備などの業務を実施しております。

この機構は常勤四百十七名の役職員を現在有しております。各地方の経済産業局の配置に応じまして全国九カ所に支所を有しております。また、平成十三年度における運営費交付金として約七十五億円を受けておりまして、約八十億円強の事業を実施することとしております。

最後に、この機構の新たな仕事として計量証明事業者認定制度が加わったわけですが、経済産業省内にあるときと比べて担当人員の増加はあったのかという御質問でございました。

今申ました独立行政法人製品評価技術基盤機構の本年四月の設立時の常勤役職員数は四百十七名でございます。これは経済産業省の内部機関であります製品評価技術センターの時代と全く同じでございまして、人員の増加はありません。また、今般の計量法の改正に伴います新たな業務についても、従来の人員の枠内で努力をいたしましたが、この実施状況はどのようになっておりますか。

それから、あと二つほどちょっと同時に願い

します。

また、経済を中心とした国際化、グローバル化の流れも見落とすことはできません。国際的な計量単位の統一は現状どの程度進展しているのでしょうか。また、そのための国際機関設立や国際会議の開催などは考えておられますか。

次に、今回は極微量物質の環境測定分析のための法改正を目指すものであります。その重要性にかんがみ、国家標準物質の開発、供給、測定方法の国際標準化に積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、大臣、いかがでございますか。

以上、さんざん飛ばしまして済みません。

○副大臣(古屋圭司君) 幾つかの御質問がございましたので、お答えさせていただきます。

まず、計量の正確さを維持するための検査体制

といふことでございました。

計量法におきましては、国民生活や産業界における適切な計量を確保するために、はかりである

とか水道メータ、電力メータ、タクシーメー

るようなことになりますから、少し重要なところだけ行きますので、申しわけありません。

特定期量証明事業の認定制度については、手数料の引き下げや手続の簡素化、認定機関をできるだけ全国に配置するなど、認定を受けようとする事業者の負担軽減に努めていただきたい。

それから、消費者がデパート、スーパーなどで商品を購入する場合の量目の正確性はどうな形で維持管理されているのでしょうか。立入検査などは隨時行っているのでしょうか。

前回の平成四年の計量法改正では、「型式承認、検定の有効期間及び定期検査の周期の設定に当たっては、計量器の適正な機能の維持、消費者の利益保護に十分配慮すること。」あるいは「計量法の適正な運用を図るため、立入検査、各種改善命令・適合命令及び報告徵収等適性化措置の積極的を行なうこととされおりました。具体的には、工業標準化法や計量法などに基づく業務、バイオテクノロジー分野や化学分野などにおける各種データベースの構築、整備などの業務を実施しております。

この機構は常勤四百十七名の役職員を現在有しております。各地方の経済産業局の配置に応じまして全国九カ所に支所を有しております。また、平成十三年度における運営費交付金として約七十五億円を受けておりまして、約八十億円強の事業を実施することとしております。

最後に、この機構の新たな仕事として計量証明事業者認定制度が加わったわけですが、経済産業省内にあるときと比べて担当人員の増加はあったのかという御質問でございました。

今申ました独立行政法人製品評価技術基盤機構の本年四月の設立時の常勤役職員数は四百十七名でございます。これは経済産業省の内部機関であります製品評価技術センターの時代と全く同じでございまして、人員の増加はありません。また、今般の計量法の改正に伴います新たな業務についても、従来の人員の枠内で努力をいたしましたが、この実施状況はどのようになっておりますか。

それから、あと二つほどちょっと同時に願い

します。

また、経済を中心とした国際化、グローバル化の流れも見落とすことはできません。国際的な計量単位の統一は現状どの程度進展しているのでしょうか。また、そのための国際機関設立や国際会議の開催などは考えておられますか。

次に、今回は極微量物質の環境測定分析のための法改正を目指すものであります。その重要性にかんがみ、国家標準物質の開発、供給、測定方法の国際標準化に積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、大臣、いかがでございますか。

以上、さんざん飛ばしまして済みません。

○副大臣(古屋圭司君) 幾つかの御質問がございましたので、お答えさせていただきます。

まず、計量の正確さを維持するための検査体制

といふことでございました。

計量法におきましては、国民生活や産業界における適切な計量を確保するために、はかりである

とか水道メータ、電力メータ、タクシーメー

ターといった計量器に関する検定や定期検査を行つております。これらを適切に実行することによりまして、計量に対する国民からの信頼におこたえをしているところであります。

まず、計量器の検査体制に関しては、検定と定期検査というものに分かれておりますけれども、水道メーターであるとか電力メーター、タクシーメーターといった計量器の検定は、都道府県、日本電気計器検定所並びに指定検定機関において年間千六百八十万個実施されております。また、はかり等の計量器の定期検査は、都道府県や一部の市町村及び指定定期検査機関において年間約百万個実施されているというところでございます。これらの機関とは合理的で適切な検定や検査が行われますように今後とも引き続き密接に連絡をとつてまいりたい、このように考えております。

それから、附帯決議が参議院で付されているけれども、これらの実施状況はどのようなものか、こういった御趣旨の御質問だったと思ひます。これに関しましては、計量法におきましては、消費者保護の観点、これは委員も強く御指摘でございますが、消費者がスーパーマーケットなどで購入する商品のうち、かつてはいわゆるはかり売りをしていた商品、例えば精米であるとか精肉、灯油、こういった生活必需品などの二十九品目につきましては、一定の公差内で販売することを義務づける商品量目制度というものを導入いたしております。このような商品量目制度が適切に実施をされているかどうかを確認するため、地方公共団体においてはスーパー等に対しまして年間約一万二千件に上る立入検査を既に実施いたしておりまして、消費者が購入する商品の適正計量に向け着実に処置を行つておられます。

また、型式承認検定の有効期間及び定期検査の周期の設定につきましては、平成四年の法改正に伴う計量法施行令の立案の際に合理的な有効期間の策定のための検討を十分行つたとともに、その後も、平成九年度より五年計画で規制緩和推進に世界最高の水準、米国並みの約二百五十種類の

計画に基づく見直しを行うなど、社会情勢に対応する適切な周期となるよう努めているところであります。

また、計量器を使用している者や計量器の製造業者に対しましても、地方公共団体において年間約五万九千件に上る立入検査を行つておられます。これまで、適正な計量の実施の確保に努めているところであります。

あと、国際的な計量単位の統一は現状どの程度推進をされているのか、また国際機関の設立や国際会議の開催等々、こんなような御質問だったと思ひますけれども、まず国際的な計量単位の統一につきましては、科学技術や経済活動における単位系の確立と国際的な普及を目的とするメートル条約が一八七五年に締結をされております。我が国は一八八六年に加盟をいたしております、このメートル条約に関する国際機関として国際度量衡局がパリに設立をされております。現在、メートル条約は約四十九カ国が加盟をしており、計量単位の国際的な統一を図つておられます。アメリカあるいはミャンマー、リベリアといふような一部の国を除きまして、世界的にもほぼメートル法で計量単位は統一されているということでありまして、計量に関する国際的な調和が進められているというところであります。

我が国いたしましては、国際的な計量標準の統一に向けて引き続き積極的な対応を図り、計量分野における国際的な調和の推進に努めてまいる所存でございます。

○國務大臣(平沼赳夫君) 国家標準物質につきましては、化学物質の計測、分析における技術的信赖性を確保するための基礎の一つでございまして、当省いたしましては、その重要性にかんがみまして從来から開発、供給に鋭意努めてきたところでございます。

また、先般、閣議決定されました経済構造の変革と創造のための行動計画、科学技術基本計画に示された方針に基づきまして、二〇一〇年をめどに世界最高の水準、米国並みの約二百五十種類の

整備を目指しまして、環境保全対策に必要なもの等に重点化しつつ、さらに強力に推進していく所存でございます。

一方、環境測定分析、ダイオキシン等でございまするけれども、その信頼性確保につきましても、その測定というものが国際的に認められた方法で行われることが重要でございまして、当該測定方法の国際標準化活動にも、委員御指摘のとおり、積極的に取り組んでまいりたく全力で努力をしてまいりたい、このように思つております。

○本田良一君 今申し上げました、そしてお答えをいただきました件は、足立理事からぜひひばりだけは言つておけと言われただりでございますので、よろしく。

それから、非常に幾つも重要なところがあるんですけれども、あと五分ですから。

皆さんも御存じだと思いますが、パブリックスケール、これが最も消費者と密接に関係するところであります。このパブリックスケールの設置状況は全国いかがですか。パブリックスケールは消費者保護の観点から設置を義務づけてはいかがでございますか。今回の法改正に加えることはできないでしようか。事業者へ正しい量目による商品販売を啓蒙する機会も必要ではないでしょうか。

それからもう一つ、これが恐らく最後になると思ひますが、計量の日というのがあります。正しい計量についての国民的啓蒙はどういうふうにされているでしょうか。また、表彰についてはどのような人たちを対象としておられますか。

以上です。

○副大臣(古屋圭司君) パブリックスケール関係の御質問と計量の日に関しての御質問ということでお答えをさせていただきたいと思います。

まず御質問のパブリックスケールについてでございますけれども、パブリックスケールとは計量制度上の用語ではありません。しかし、計量行政における消費者サービスの一環として一部の地方公共団体において行われていると、このように伺つております。これは制度的なものではありません

ことでありますため、その全体像ははつきりとは把握はいたしておりませんけれども、例えば千葉県などでは、スーパーやデパートといつた販売店の中で消費者が自由に使えるはかりを設置していると、このように伺つておるわけであります。

また、パブリックスケールの設置を義務づけてはどうか、こういった御質問でございますけれども、パブリックスケールは消費者保護の観点から有益なアイデアの一つというふうに考えております。不特定多数が自由に使用できるために故障が多いということもあります。また、不正確な計量数值を示す場合もあるなど問題点があるということも事実でございまして、設置を義務づけるといふことは困難ではないか、このように考えているわけであります。

しかし、計量制度におきましても、消費者保護は、委員御指摘のように極めて重要な要素であることは疑いがございません。今後とも適正な計量制度の実施に向けて、正しい量目による商品販売については、事業者に対し正確な計量販売を義務づける商品量目制度の適切な運営に努め、また適正計量思想については広く普及啓蒙活動を図るなど、地方公共団体とも密接に連携をとりながら、着実な執行に努めてまいる所存でございます。

最後の御質問でございますが、計量の日に関しての御質問であったと思います。

正しい計量思想について、国民に対し普及啓蒙を図るということは適切な計量制度を維持するためにも極めて重要なことである、このように思つております。当省いたしましても、このような普及啓蒙活動の一環として、平成四年に改正されました新計量法の施行日である十一月一日を計量記念日と定めまして、地方公共団体や計量関係団体とともに、この計量記念日を中心として適正計量思想の普及啓蒙を図るためのいろいろなイベントを全国各地で実施をしているところであります。

す。

この計量記念日においては、計量思想の発展に特に貢献のあった事業者であるとか従業員の方々あるいは学識経験者や公務員の方々については計量関係功労者として、計量器の適切な使用に関して顕著な成果をおさめた事業者については優良適正計量管理事業所として、大臣表彰を行つております。これまで計量関係功労者として、大臣表彰をして三百七十九人を、優良適正計量管理事業所として三百七十九事業所を表彰しているところでございます。

これ以外にも、スーパー等におきまして正しい計量がされているかどうかと、いうことを消費者にモニターしてもらう計量モニターの全国的な実施など、正しい計量思想の普及啓蒙活動を積極的に推進をしているところでございまして、今後とも引き続き適正計量思想の啓蒙に努めてまいりたいと考えております。

○本田良一君 先ほどのパブリックスケール、これはデパートなどにおいて自分が買ったものは正しい量目かというのを自分でチェックするというあれでございますから、ぜひこの普及を法的にも実はお願いしたいと思います。

それで、あと一分でございますけれども、一つだけ。計量によって法的な刑事事件があつたかど

うか、これをひとつお答えをいただきこと、最後に私は、大臣と松田副大臣が答弁をされました質問をただかりですが、このメートルというのはフランス革命の後、直ちに国際的な計量の標準になりました。私がさつき、なぜ新しい産業のためにと言つたのは、日本でも、例えば昔の一升とか何々升とかそういうのがこの国際標準になつておれば、それがやはり新しい産業を国際的に日本から発信するということになるから、私は、そういう計量のいわゆる単位というのが世界に日本発信で決定をされ、それについて伴つて、例えばダイオキシンの新しい純度の高い一〇〇%のダイオキシンをいわゆる検査所では持つておかなければならぬ。ところが、私はこの間、筑波の視察に行かせて

いたきました。みんな一生懸命やつておられました。そのときには機械が発生するんです。それを私はいつ聞いて新規事業が起る。それを私はいつ頭に置いて、いわゆる政府の皆さんや大臣は、

そういうところを常に、産業をいかに起こすか、そういうことで、そういうことをいつも心がけていただきたい、それをお願いして、お答えをいただいて終わります。

○副大臣(古屋圭司君) 最近、計量法違反で摘発されたケースはあるかといった御質問だったと思

います。我が国における最近の具体的な計量法違反の事例といたしましては、平成九年四月に静岡県内のガソリンスタンドで、ガソリンメーターを不正に改造いたしまして、表示量より少ない量でガソリンを販売していたと、こういうことが静岡県の計量検定所の立入検査によつて発覚をいたしております。

本件に関しましては、同年五月に同店の計量法違反行為について検定所から警察に告発状を提出いたしまして、同店の社長が計量法違反容疑で逮捕されております。起訴の後、同年九月には罰金五十五万円の命令が出されております。

○國務大臣(平沼赳氏君) 大変委員からすばし

い御指摘をいたいたと思つています。そういう意味で、やっぱり経済産業省といたしましては、新たなそういう産業創出、また新規産業を生んで、またそこに雇用を吸収する、こういうことが

非常に大きな命題だと思っております。

したがいまして、私どもとしては、御指摘のよ

うに常にそのような意識を持つて、そしてこれが

い、このように思つております。

○本田良一君 ありがとうございました。
○海野義孝君 公明党の海野でございます。

限られた時間でございますので、御答弁につきましても簡潔にひとつお願い申し上げたいと思います。

最初に、今回の計量法の改正法案におきましてはいわゆる認定制度を計量証明事業者に課すといふことでございますけれども、地方自治体、都道府県の行う計量証明事業の登録の要件ということになります。

これが前置きされるということになつたわけでございます。

これは、極微量物質に関する高度な評価の能力とかあるいは計量士等の人的な体制、こういった面がまだ地方自治体においてはこういう高度の分野については十分に整つていないという事情であろうかと、こういうふうに理解するわけでございますけれども、そういうふうに理解するわけ

でありますけれども、そういうふうに理解するという点で、今後、地方政府のこうした能カ力とか体制の整備が進み、そしてこういった認定事務につきましても地方分権の考え方方にのつとつて地方自治体が行うようになります。

○副大臣(松田岩夫君) お答え申し上げます。

極微量物質に係ります計量証明システム全体の工程管理が適切に行われることについて認定いたしますためには、認定する側も、技術面や品質システム管理面でより高度な能力を持つ専門的機関であること、あるいはまた統一的、客観的及び継続的に責任を持つて認定できる体制であることが必要であろうかと存じます。

こういった点を考えますと、極微量物質の計量に関する高度な専門的能力を必要といたします今回認定制度に関しましては、独立行政法人製品評価技術基盤機構または専門的な民間機関が認定を行ふこととしておるわけでございますが、都道府県においてこのような専門的な確認を行うこと

が可能な体制が構築されていくことになりますれば、認定業務を都道府県が行ふことも将来的にはあり得るのではないかと考えております。

○海野義孝君 どうもありがとうございました。
次に、これは大臣にお聞きしたいと思うんですけれども、先ほどの委員からの質問の中でもいろいろと御答弁がありましたが、計量につきまして正確さを欠き、要するに誤差の大きい計量がなされると。そうした場合に、これが公表された場合に社会に与える影響というのは当然大きいわけございます。

極微量物質というように高度な技術に基づくそ

ういったものの計量ということは今後ますますニーズが高まつていくわけでございますけれども、そうなればなるほどますます計量におけるばらつきというようなものが出てくると。であるから、認定制度を設けて計量のシステムについて十分にチェック、管理するんだという点でありますけれども、それはいましても、やはり先ほど申し上げたような危惧はあるわけでございます。しかし、その社会的な影響とということは否めないと、こう思うんです。

ですから、計量結果というのは正確であるといふことが何をおいても求められるわけでございます。しかし、信頼性の確保ということが特に重要であると、こう思うわけでございます。

今回の改正案におきましては、この中にもありましたけれども、百十三条関係のところで、不正の行為をした場合に、計量証明事業者の登録の取り消し等の要件として追加すると、こういう厳しい条文が盛り込まれたわけでございますけれども、一方では、不正を未然に防ぐために、事業者やそれに従事している計量士、こういった方たちの職業倫理といったものを醸成するということがやはり重要であろうと、こう思うわけでございます。

さらに、不正な行為には迅速な対応と処分が行われるということが当然必要なわけでございますけれども、こういった点、今回のこの計量法の改正、大変重要な法の改正でございますけれども、今後大変重要な問題をはらむ計量の問題でございまし

すけれども、これまで知らなかつたそういういた問

い、このように思つております。

がら未然にそういう被害を防いでいく、こういう二二〇大きな目的の一つございます。

改正もそうでありますけれども、そういうふたつは計量等についての正確な測定ということが喫緊の課題であることは、どうもございません。

は、我が國のそういつた認定機関の人的にもあるいは質的にもそういういた能力の面でどうかという点、これが一点。

○山下芳生君 まず、今回の法改正の直接的な目的はダイオキシンなど極微量物質を正確に測定するためであると理解しておりますが、もう少し大きな目的というふうにとらえますと、そういう法改正によつてダイオキシンなど有害物質から国民の生命や健康をしつかり守る、そのことに資するための法改正であると、私はこう理解しておりますが、まずその点での大臣の所見を伺いたいと思ひます。

阪神高速道路公団が大阪市此花区における正蓮寺川の左岸埋立工事を始めようとしたとして、環境基準を超える濃度の PCB に汚染されたヘッドコードが大量に発見されました。お手元に資料をお配りしておりますが、上の図をごらんになつていただければ大方のイメージがわくかと思うんですね。

○山下芳生君 ダイオキシン類の汚染状況について報告いただけますか。

○政府参考人(石原一郎君) 失礼いたしました。平成十一年の五月から十月にかけまして大阪府が河床の調査をしました。その際、ダイオキシン類につきましても、最高の地点でございますけれども

ございまして、そういう面でも現下のいろいろなそういうたった極微量物質のもたらす生命等への影響といふのは大変心配である、こう考えるわけでございまして、そういう点について、最後に大臣としてのこの法案を実行するに当たつての御判断等をひとつお願いしたいと思います。

○國務大臣(平沼赳氏君) 委員御指摘のように、

認識しております。

まず環境省に伺いますが、このP.C.B汚染の実態について報告をいただけますか。

それが大麥微細化しまして、それが人体に対して今まで想像できなかつたようなそういう悪影響を与える、こういう状況というのは、やはり英知を集め、そしてこれを解決していくなければならぬ、このことが、我々、二十一世紀の大きな課題だと思っています。

今回の法改正というのは御指摘の点、そのことも含まれ、このような状況の中で、計量制度にに対する国民の常なる信頼を確保するため、ダイオキシン類のような極微量物質の計量証明を行う事業者に対する新たな認定制度や計量単位の追加、また計量証明書に対する信頼性の向上のための措置といった所要の改正を行つてはいるものでございまして、御指摘のそういう非常に今まで想像できなかつたような微量な物質が人体に大きな影響を与える、そういうものをやはりしっかりと把握しな

mでございましたけれども、のP C Bが検出さ
たところでございます。

大阪府では、汚染範囲の特定を行うためさらには
調査範囲を拡大いたしまして、引き続き平成十
年の十一月から十二年の七月にかけてでございま
すが、詳細な調査を実施いたしました。その結果
底泥層中に広がる暫定除去基準を超えるP C Bの
範囲を特定したところでございます。

また、この詳細調査の際に、あわせまして高濃度
度で検出されました近傍の地下水についても調査
を実施しております。

それから、調査範囲の上下流部において、これは十二年の四月からでござりますが、月一回の水

質調査を実施いたしましたが、いずれもP.C.B.は検出されなかつたというような状況でございます。

○山下芳生君 ダイオキシン類の汚染状況について報告いただけますか。

○政府参考人(石原一郎君) 失礼いたしました。

まず環境省に伺いますが、このP.C.B汚染の態について報告をいただけますか。

○政府参考人(石原一郎君) 正蓮寺川での底質の汚染につきましては、平成十一年の五月から十日間にかけまして、大阪府が道路整備事業が計画されております大阪市内の正蓮寺川での河床の調査、十二カ所でございますが、実施いたしました。この結果、底質の暫定除去基準というのを定めていますが、それを超える濃度、最高で三七〇PPMでございましたけれども、のP.C.Bが検出さたところでございます。

川なんですが、全部水を抜きまして、それで最終的には高速道路を掘り割り式で、これは大気汚染の影響も少ないようということで通すことにております。ところが、その高速道路のボックスタイプに位置する部分に、先ほど報告のあったP.C.B.がダイオキシンに汚染されたヘドロが横たわっていることになるわけです。

どのように処理するかといいますと、この掘り割り部分の汚染ヘドロ、これ量になると三万七千立方メーターあるわけですが、これ一たん取り上げて、石炭の塵でヘドロを脱水する装置で

大阪府では、汚染範囲の特定を行なっためさらに調査範囲を拡大いたしまして、引き続き平成十一年の十一月から十二年の七月にかけてでございませんが、詳細な調査を実施いたしました。その結果底泥層中に広がる暫定除去基準を超えるP.C.B.の範囲を特定したところでございます。

また、この詳細調査の際に、あわせまして高濃度で検出されました近傍の地下水についても調査を実施しております。

しまして左岸の陸上へトロを脱水する装置をかけて土の塊にする、つまり脱水固化するわけですね。そして、固化されたものを再び今度は左岸の、ここは後で上部が全部埋め立てられて公園になる予定になつてゐるんですが、この左岸の土の中に埋め戻して封じ込むという工法になります。

そこで伺いますけれども、こういう工法、処理方法はどの法律のどの基準に基づいてやられて

るんでしょうか。

○政府参考人(石原一郎君) 本件の工事というとではございませんが、底質の処理及び処分に関する暫定指針ということで環境省の方で示しておられます。これは、P.C.B.なり水銀の有害物質を含む底質についての一般的な指針というものでござります。

この中で、処理方法いたしましては、締め切った上、底質ですから川の底にあるわけですが、締め切った上、覆土によって封じ込める、ということは乾燥させて封じ込める。あるいは締め切らずに覆土することのみによって封じ込める方法、あるいはしゅんせつまたは掘削した上別途の処分地に輸送して保管、処分する方法等があるというところにござります。なお、工事の実施に当たりましては、安全性等について配慮するような留意事項もあわせて記載しておるところでございます。

底質処理の方法そのものがこれに限られるというわけではございませんけれども、この指針において示したような方法で行われる封じ込めあるいはしゅんせつ等の処分の方法は安全であろうというふうに考えております。

○山下芳生君 本件の処理ではないがと、こうおつしやいましたけれども、これは本件のことを聞いているはしゅんせつ等の処分の方法は安全であろうかが、それはいかがですか。

○政府参考人(石原一郎君) 指針そのものがあくまで一般的な指針ということで定められておるといふことでそのように申し上げたところでござります。本件の処理につきましては、大阪府の方におきまして示したような方法で行われる封じ込めあるいはしゅんせつ等の処分の方法は安全であろう。

底質処理の方法そのものがこれに限られるというわけではございませんけれども、この指針において示したような方法で行われる封じ込めあるいはしゅんせつ等の処分の方法は安全であろうといふふうに考えております。

○山下芳生君 本件の処理ではないがと、こうおつしやいましたけれども、これは本件のことを聞いているはしゅんせつ等の処分の方法は安全であろうかが、それはいかがですか。

○政府参考人(石原一郎君) 指針そのものがあくまで一般的な指針ということで定められておるといふことでそのように申し上げたところでござります。本件の処理につきましては、大阪府の方におきまして示したような方法で行われる封じ込めあるいはしゅんせつ等の処分の方法は安全であろう。

しょうか。

○政府参考人(石原一郎君) ダイオキシン類について論議をいたいたところでございます。ダイオキシン類につきましては、法施行が十二年の一月でございます。既存の測定データ等が少ないということが基本的にあるわけでございますが、既存の測定データ等の科学的知見からは、一つはダイオキシン類について底質と水生生物との関係、ダイオキシン類の人間への影響ということを考えますと、一つは水生生物の摂取ということにしておるところではございます。なお、工事の実施に当たりましては、安全性等について配慮するような留意事項もあわせて記載しておるところでございます。

底質処理の方法そのものがこれに限られるというわけではございませんけれども、この指針において示したような方法で行われる封じ込めあるいはしゅんせつ等の処分の方法は安全であろうといふふうに考えております。

○山下芳生君 本件の処理ではないがと、こうおつしやいましたけれども、これは本件のことを聞いているはしゅんせつ等の処分の方法は安全であろうかが、それはいかがですか。

○政府参考人(石原一郎君) 指針そのものがあくまで一般的な指針ということで定められておるといふことでそのように申し上げたところでござります。本件の処理につきましては、大阪府の方におきまして示したような方法で行われる封じ込めあるいはしゅんせつ等の処分の方法は安全であろう。

して基準をつくろうとされている、まだ経過段階なんですね。したがって、にもかかわらず最後の御答弁は、本件についてもそれに従つてといふけれども、従う基準がないでしよう、今どうで

きましては、底質の環境基準というものが定められおりません。平成十一年に中央環境審議会の水質部会でダイオキシン類についての底質の基準について論議をいたいたところでございます。

○政府参考人(石原一郎君) ダイオキシン類についての基準はつくっていないということがあります。

ただ、ダイオキシン類そのものの人間への影響があり得るわけですが、そういうこととの関係において既存の測定データからなかなか難しい、また水質の利用ということから考えますと底質と水質との濃度の関係になるわけですが、その関係についても既存の測定データ等からはなかなか明確な関係を見出すことができなかつたということでござります。

それと、底質のダイオキシン類の水中への湧出あるいは底質を設置する底生生物を通じた魚介類への移行という機構も明らかでないということです。平成十一年のその時点では底質の環境基準の設定は見送られたところでござります。

あるいは底質を設置する底生生物を通じた魚介類への移行という機構も明らかでないということです。平成十一年のその時点では底質の環境基準の設定は見送られたところでござります。

○山下芳生君 基準がまだないのに私はそういうことを了とするというのは、國民の安全に対する責任ある態度とは思えないんです。これ知見がまだ確定されてないわけですからね。これ検討する

そういう意味で、そういうことも含めて検討委員会の方で検討されたというふうに承知しております。

○山下芳生君 基準がまだないのに私はそういうことを了とするというのは、國民の安全に対する責任ある態度とは思えないんです。これ知見がまだ確定されてないわけですからね。これ検討する

いすれにしましても、今後さらに既存の測定データ等の解析、基準測定データの解析等を行いますことにより、知見を集積することにより、基準の設定等についての検討をしていきたいというふうに思っております。

ダイオキシン類についての本件の対策工事そのふうに承知しております。

○山下芳生君 本件の指針に基づいて、恐らく大阪府さんもこういう工法を、処理方法をとったのであろうというふうに思われますが、今報告があつたとおりこの指針の中の対象物として挙げられているのは水銀あるいはP.C.B.であります。ダイオキシンの底質処理もこの方法でやつていいんで

か。

○政府参考人(石原一郎君) P.C.B.につきましてお尋ねのダイオキシン類そのものに直接しての場でお答えできる資料を持ち合わせておりますので、また追って御説明させていただきたいと思います。

○政府参考人(石原一郎君) P.C.B.のようないくつかの暫定的な除去基準といいうものはつくつてないということがあります。

ただ、ダイオキシン類そのものにはつくつてないということを考えてみると、先ほど申しました底質

のものにつきましては直接底質を人間が採取するということはないわけですね。魚を経由する、あるいは水質との関係になるわけでございます。

除去の工事そのものにつきましては、ダイオキシン類そのものが工事の過程において拡散しないというような形での工事の実施の方法であれば、その部分は安全性は確保されるわけでございま

す。そういう意味で、そういうことも含めて検討委員会の方で検討されたというふうに承知しております。

○山下芳生君 ないんですね。ないならないとお答えされますか。

○政府参考人(石原一郎君) 底質類に関連してのダイオキシン類について処理、処分なりがなされただということはございません。

○山下芳生君 ないんですね、経験として。しかも、住宅密集地の中でやられようとしているわ

けです。これ本当に住民の皆さんの不安は当然なんですが、三万七千立方メートルものP.C.B.汚染ヘドロを一たん引き出すわけですよね。今は川底の中に比較的安定的な形で沈殿している、それを

上げてそれで脱水固化する。住宅密集地の中でやられようとしているわけです。

○山下芳生君 ないんですね、経験として。しかも、住宅密集地の中でやられようとしているわけです。これ本当に住民の皆さんは大気中にP.C.B.あるいはダイオキシンの汚染ヘドロを長時間さらして脱水固化がやられることによって、その工程でどれだけのP.C.B.やダイオキシンが揮発、飛散するのか、これ本当に経験もありませんし、保証がない、安全の。あるいはその脱水する際の余水が出てまいりますけれども、それをどう処理するのか、その安全性はどうなのかなということで済ますわけにいかない、環境省としてきちっと責任ある対応をすべきであるというふうに思うわけです。

今、基準がない、ということはつきりしましたけれども、もう一つ角度をえて聞きたいんですけど、ダイオキシン対策法ができて以降、こういう

ダイオキシン類を含む底質を住宅密集地で脱水固化し現地に封じ込める、そういう例はあります

ないんじゃないですか。

○政府参考人(石原一郎君) 基準そのものにつきましては、先ほども申しましたように、底質の暫定除去基準としてのダイオキシンのものがないと

申し上げたわけでございます。

ただ、ダイオキシン類そのものがまじつたもののが処理方法として基準がないということそのものと、工事方法、工事方法で先ほども申しましたように拡散あるいは周囲への影響がないような形での工法がとられれば、それの部分はいいわけでございますので、必ずしも基準の設定がないことと工事が実施できないというようなことは関係するとは考えておりません。

○山下芳生君 それは何で基準がないかというと知見がないからだと説明されているのに、方法について問題ないと言うのはこれは無責任ですよ。私はそう感じます。

それで、住民の方々はやはり非常に不安をお感じでして、署名運動、署名も広がっておりますので、これまともにまだ住民の皆さんに説明がされていなことです、大阪府や阪神高速道路公団から。少なくとも住民に説明し、合意のないままこの工事を進めないでいただきたいと。しっかりと調査をし、アセスメントを行ってほしいと。これ当然の声ですけれども、周辺住民の八割、約四千名の方が署名に賛同しております。

私は、これは当然そういう声を聞いて住民に対する説明をやるべきだと思いますが、これはどこがお答えになるんでしょうか、国土交通省さんでしょうか。

○政府参考人(峰久幸義君) 御指摘がありました阪神高速公団の関連で高濃度のP.C.B.とかダイオキシンが確認されているんな調査が大阪府において行われたということは、環境省の方からあつたとおりでございます。

それで、またどうするかにつきまして、大阪府が正蓮寺川総合整備事業に係わる環境対策検討委員会でいろんなことを検討されながら、後の監視も含めて検討されて、一応の方針的なことが承認されていると聞いております。そういうことで、阪神高速公団におきましてはこの間いろんな工事等については行っておりませんけれども、委員会が策定された処理方針に従つていろんなP.C.B.等

の処理対策あるいは工事を進めるということで、三月でございますけれども、一応発注の工事契約 자체は行つております。

ただ、その処理方針に従つて今後どういう形で進めていくかということについて施工計画をいろいろ検討しているところでございますので、これについていろいろ試験等も行つてきてやつてあるところでございますが、今後、施工計画を詰めるということでござりますが、それに従いまして沿道の住民の方々にも十分な説明をさせていただきながら工事に着手させていただきたいと思っております。

○山下芳生君 説明のやり方も町会長さんや議員さんに説明するだけじゃなくて、関係住民全体へ公開の説明をする必要がある。すべての方々にこれ直接健康にかかる問題ですから、それをお約束いただけますか。

○政府参考人(峰久幸義君) そこは公害対策協議会とかいろいろなところいろいろ話をさせていただいているとふうにお聞きしておりますので、大阪府だとか関連のところともいろいろ協議しながら検討させていただきたいと思います。

○山下芳生君 しっかりと検討いただきたいと思います。必ず実施をしなければこれは大変な問題になります、前例がないことですから。

○山下芳生君 しつかり検討いただきたいと思います。必ず実施をしなければこれは大変な問題になります。前例がないことですから。

○山下芳生君 しつかり検討いただきたいと思います。必ず実施をしなければこれは大変な問題になります。前例がないことですから。

○山下芳生君 しつかり検討いただきたいと思います。必ず実施をしなければこれは大変な問題になります。前例がないことですから。

○山下芳生君 しつかり検討いただきたいと思います。必ず実施をしなければこれは大変な問題になります。前例がないことですから。

○山下芳生君 しつかり検討いただきたいと思います。必ず実施をしなければこれは大変な問題になります。前例がないことですから。

○山下芳生君 しつかり検討いただきたいと思います。必ず実施をしなければこれは大変な問題になります。前例がないことですから。

責任でこの環境汚染を処理させなければならないわけですが、大阪府河川課は、調査をしているけれども原因者は不明だということになつていています。

いずれにいたしましても、高度成長期に利益優先で、住民、人間の生命や健康に対する責任を負わない、こういう企業の犯したこれは私は重大な犯罪行為であろうと、うふうに認識しております。どこの企業かはわからないんですが、私は、やっぱり企業の行動とそれから環境への責任というものが鋭く問われた一つの事例ではないかと思うのですが、その点での大臣の御認識を伺いたいと思います。

○国務大臣(平沼赳夫君) 今、いろいろな具体的な大阪の河川のP.C.B.汚染、しかもそれはダイオキシンまで含まれていると。この事例を伺つて、大変事の深刻さ、こういうことで私も非常に憂慮を持つて聞かせていただきました。

御指摘の有害物質の不法投棄など、こういった悪質な行為というのは絶対にあつてはならないことだと思っています。

産業活動におきまして、当然関連法規の遵守となります。必ず実施をしなければこれは大変な問題になります。前例がないことですから。

○山下芳生君 しつかり検討いただきたいと思います。必ず実施をしなければこれは大変な問題になります。前例がないことですから。

○山下芳生君 しつかり検討いただきたいと思います。必ず実施をしなければこれは大変な問題になります。前例がないことですから。

○山下芳生君 しつかり検討いただきたいと思います。必ず実施をしなければこれは大変な問題になります。前例がないことですから。

○山下芳生君 しつかり検討いただきたいと思います。必ず実施をしなければこれは大変な問題になります。前例がないことですから。

○山下芳生君 しつかり検討いただきたいと思います。必ず実施をしなければこれは大変な問題になります。前例がないことですから。

これは、原因者負担が原則ではありますけれども、原因者が不明の場合、汚染物のもともとのメーカーである石油化学業界から拠出金を出すことによつてこういうものを処理しようという仕掛けであります。その後、汚染が大変広範囲であることわかつて、産業界全体が負担するというふうに改正がされて今日に至つてはいるというふうに聞いておりますけれども、私は、こういうやり方も一つの具体的な対策の手だてではないかと。

工場跡地にいろんな有害物質がそのまま放置されていて、工場跡地の場合は比較的その責任者がわかるでしようけれども、こういう河川でありますとか海でありますとか、そういう問題についてではないかと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(平沼赳夫君) これは人間の生命だと健康にかかわる重要な問題でございます。そういった形で今アメリカが取り組んでいる事例もお示しになられましたけれども、我が国としても、これは当然検討課題、このように思つております。

○国務大臣(平沼赳夫君) これは人間の生命だと健康にかかわる重要な問題でございます。そういつた形で今アメリカが取り組んでいる事例もお示しになられましたけれども、我が国としても、これは当然検討課題、このように思つております。

○山下芳生君 あと残りわずかなんですけれども、もう一つ具体的な別の事例について質問したいと思います。

企業責任がまさに大臣おっしゃるよう問われていてるわけですが、大阪の高石市にあります三井化学大坂工場が、排水処理設備を無許可で改造し、有害性物質ホルムアルデヒドを含む汚水を十四年間違法に大阪湾に垂れ流していたという事件がござります。

○政府参考人(石原一郎君) お尋ねの件につきましても、二度とこういうことがないように、私どもとしては十分監督をし、また企業のモラル向上のためにも一生懸命に努力をさせていただきたい、このように思つております。

○山下芳生君 アメリカには、一九八〇年にスープラーフィード法というものがつくられました。こ

告を受けております。

その後、大阪府は三井化学大阪工場に対しまして、文書にて必要な改善措置を行う等の指導を行つたというふうに承知しております。

○山下芳生君 えらいあつさりと終わつたんですけれども、中身は大変深刻なんです。

具体的に言いますと、この処理施設というの活性汚泥処理設備ということなんですが、微生物によつて尿素などを分解して排出できるように入つてまいりまして、ふえまして、そしてその当初の報告していた設備ではパイプが詰まつてしまつたとかあるいは微生物が死んでしまうということになるので、そのパイプをもう処理施設に通さず直接大阪湾に垂れ流すようにその配管を変えたといふんです。それが四十四年間ずっとわからなまま、そのまま放置されていた。

何でわかつたかというのが問題でして、実はその処理施設で下請、孫請、ひ孫請の会社の労働者の方が、余りにもこれはひどいということで良心にかけて告発をされたわけです。大阪府と高石市に内部告発をされた。内部告発といつても、この方は、そういうことをやれば自分だけではなくて同僚にも迷惑がかかるんじゃないかという配慮をいたしまして、そのひ孫請会社をみずからおやめになつて、その上で告発をされました。そういう労働者の職を賭した告発があつて初めてこういう大企業の違法な行為が発見されたという経過になつたわけです。

私は、これも大変重大な問題。労働者の告発、勇気ある告発がもしなければ今でもずっと統いて大臣の所見を伺いたいと思います。

○國務大臣 平沼赳夫君 こういった三井化学の垂れ流しという、そういうことがあつたということは承知をしておりますけれども、私は、内部告

発によつてそれが明らかになつたかどうかというのには、今お伺いして承知をしたところでござります。

本当に日本を代表する企業の一つがそういう形で、今詳しい御説明を聞きましたけれども、本来はいわゆるその処理を微生物を使つて淨化をするということなんですが、この三井化学大阪工場では当初の計画が途中で変わつていくわけです。

尿素以外にも、例えパラホルム、メラミン、亜硫酸ソーダ、プラスチック類等が扱い品目として入つてしまいまして、ふえまして、そしてその当初の報告していた設備ではパイプが詰まつてしまつたとかあるいは微生物が死んでしまうことによって、そのパイプをもう処理施設に通さず直接大阪湾に垂れ流すようにその配管を変えたといふんです。それが四十四年間ずっとわからなまま、そのまま放置されていた。

○山下芳生君 大臣のそのお気持ちというのには当知しておりますせんけれども、私は、本当にこういう事例といふものが現実に起つたと、こういうことは大変今お話を伺つて憤りを持つつているところでございます。

○山下芳生君 私、もう一つ憤つていただかなければならぬことを紹介しなければなりません。

○山下芳生君 私、この告発された方に直接お会いいたしました。

○山下芳生君 た。そうすると、三井化学に対する大阪府やある

いは高石市の立入検査の際、これは事前になぜかその情報が漏れていたようでございまして、大体わかつていたと。その検査が入るときには、あらかじめ検査にひつかかるようなものは洗浄するな

といふ指示が出されて、黒板にそれが書かれてい

た、従業員に徹底されていたと。そういうひ孫請

の労働者は、検査に来る検査官の方々に直接接しれないよう別の部屋に検査のときはいなさいといふ指示を受けたと。私は、確信犯だと言わなければならぬと思うんです。にもかかわらず、残念ながら、これは法律上、勧告を受けて是正さ

れるということ終つてゐるんですね。

私は、そこまで確信犯的に十四年間環境への大変な犯罪行為をやつていた企業が、見つかつたら、申しわけございません、是正しましたで終わつていていいのか。そんなことで私は企業の環境に対する責任が本当に真剣に果たそうというものになつたわけですね。

られないんじゃないかと、こう思うんですが、いかがでしようか。

○國務大臣(平沼赳夫君) この御指摘の、今言つた環境問題に限らず、法律の遵守は企業や国民の重要な義務だと私は思つております。法律を遵守するということは企業や国民の本当に重要な義務だと、このように認識しております。

今回問題となつてゐる瀬戸内海環境保全特別措置法は、瀬戸内海が閉鎖性水域であることを考慮して、沿岸での排水処理施設の設置や変更に関して特に許可制をとつてゐるものであります。そこで立地する企業が地域の特徴を認識して関係法令をよく理解して遵守することが私は求められてゐるんだと思ってます。

経済産業省といたしましても、環境問題に関する法令について情報提供を積極的に行つて、また必要に応じて環境対策に対する企業の取り組みを指導するなどして、今後とも企業が法令を正しく理解して遵守するよう努めていかなければならぬと思ってます。

そういうことで、私どもとしても、きょう伺つたことに關して正確な事実関係といふことをまだ把握しておりません。私どもなりにやはりこれは、御指摘がございましたから、よく調査をさせていただきながら、そして我々としてもこの問題、よく検討させていただきたいと思っております。

○山下芳生君 終わります。

○梶原敬義君 社会民主党の梶原ですが、もう時間が短いので、また、さきの同僚委員の質問に答えた部分も質問通告しておりましたか省かせていただいて、少し簡単なことをお聞きしたいと思ひます。

今回のこの計量法の改正案の趣旨にはもう基本的に賛成でありますから、その点についてはお聞きしません。ただ、P.P.Mの世界からP.P.t、一兆分の一。これはもう我々想像ができる神の領域といふか世界に近いような話でありまして、なかなか難しいのであります。問題は、この証明

をしたその数値が非常に社会的な影響力があるわけですね。だから、この出た結論というのは非常に大きな問題を醸し出しますから、これをどうするかというのを少しお尋ねしたいのです。

大分県の日田市というところに筑後川の上流の川があるんです。山紫水明なところなんですが、その河川の調査をやつて、汚染度の調査をやつたときに、建設省の方の河川の方のダイオキシンの数値というのが割合高く出ておりまして、高く出るときは、大水が出た後の測定のときに高く出るんだそうですね、大体。高く出て、それで市が調査をした場合では低く出るんですね。高く出た、それを発表をそのままされたら市の観光事業とか、きれいな水を売り出して、サッポロビールも来て、これは市はもう大変困るといって非常に相談もあつたんです。

そこは、原因はどうもサンプルをとる容器の汚染があつたんじゃないかと。それは原因はよくわからない。いずれにしてもそういうことがあるものですから、証明事業者のサンプルのとり方とかあるいはそういう容器の汚染の問題とか、少しそのものが変わつてると全体に大きな影響を及ぼしますから、数値の差がやっぱりどの業者がやつても出ないようにするということが非常に大事じやないかと思うんですね。そのところをもう一回念を押して答弁をいただきたいと思います。

それから二番目に、もう先に聞きますが、二番目は、発注業者と証明業者の間の癒着関係です。これは、なかなか一兆分の一なんという数字は、そこを一般の市民というのはわからないです。どこがどうなつておるかわからぬ。だから、癒着の状況がやっぱり生じる可能性というのは非常にあつたと思う。心配が。そのところは一体どう考へておられるのか、それが二点。

それから三番目に、異なるた結論があつちやこつちで出た場合に、一つのことに二つか三つのところであつて結論が得出た場合に、何か県があるといふかが調整をするような機能を持つのかどうなのか。なかなか一般市民というの

は、要するに信頼するか信頼しないかだけですね。ですから、その三点について、少し通告をしていかつた部分もあるかもわかりませんが、お尋ねします。

○國務大臣(平沼赳夫君) 御指摘の、やはり正確で信頼性の高い計量証明の実施の重要性というのは、梶原先生御指摘のように非常に大切なことだと思っております。特に極微量物質の計量証明、それであつてもその重要性というのは私はいささかも変わるものではないと思っています。このために、計量証明システム全体の工程管理が適切に行われなければ正確な結果が期待しにくい極微量物質の計量証明においては、そこが特に私は強調されることだと思っています。

したがつて、今具体的に日田市の例もお出しになられて、そしてそれを採取するいわゆる容器、そういうたところも汚染されていてデータに影響があると、こういうような御指摘がございましたけれども、今般の制度改正によりまして、やはりそのところを厳密にやる、こういう形でそのところを徹底してまいりたい、このように思つております。

また、ともすると起りこりがちな発注する側とそれを説明する側の癒着の問題で、やはり自己に都合のいいような証明をもらおうと、こういうようなことが起りがちであつて、過去にもほかの分野でそういう例が数限りなくあつたということも私は承知をしているわけでありまして、特に人体に影響がある極微量物質、こういうことを考えますと、そういった癒着というのは絶対許されないことであります。私どもとしては、地方自治体を含めてそのことを厳正に徹底をして、そういうことがないように私どもとしてはしていかなければならぬと思っています。

また、検査というものが極微量物質でございま

して、やっぱり検査によって異なるたデータが出る、こういうおそれも御指摘のように当然可能性としては考えられるわけでございますけれども、やはりそのところはしっかりとした検査ができるということを十分に担保する。そして、それを検査をし直してそれが正しいデータかと、こういうことを嚴重にすることによってそこを担保していく

データが出てない、また出た場合には再度それを検査のところはしっかりとした検査ができるということを十分に担保する。そして、それを検査をし直してそれが正しいデータかと、こういうことを嚴重にすることによってそこを担保していく

ございます。

御指摘のように、都道府県ではなかなか環境関係、化学関係の専門家を配し得ないということもありますので、今回の場合も、能力があるかどうかの確認のところは国の方で確認をするという仕掛けになつたような経緯でございます。

県における行政への対応の能力アップという問題につきましては、私どもの方、計量研究所とい

うのが工業技術院のときのございました。あるいは計量教習所というのがございました。これが独

立法人の産業技術総合研究所に統合されてしま

すが、その中における研修プログラムを今まで

やつておりますけれども、さらに充実いたしまし

て、都道府県で行政に当たられている方あるいは

計量士の方、その他関係の方に十分な情報提供、

能力アップのための研修の機会を設けていきたい

と考えております。そのような関係で、いろいろ

都道府県の計量行政関係者とはよく連携をする連

絡会を設けていっているところでございます。

情報公開につきましても、これは都道府県にお

ける法施行でございますが、そのような連絡会の

場を通じて、今の情報公開についての考え方など

についても理解を深めるような努力をしていきた

いと考えております。

以上でございます。

○委員長(加藤紀文君) 他に御発言もないよう

すから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もな

いようですので、これより直ちに採決に入ります。

以上でございます。

○委員長(加藤紀文君) かんがみ、國家標準物質の開発・供給、測定方法の国際標準化等に積極的に取り組むこと。

三 特定計量証明事業の認定制度に関しては、

手数料の低廉化、認定手続の効率化等により

特定計量証明事業者の負担の軽減に配慮する

とともに、計量証明の依頼者等による制度理

解の促進を図ること。

四 極微量物質に係る環境測定分析の重要性に

よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決す

べきものと決定いたしました。

足立良平君から発言を認められておりますの

で、これを許します。足立良平君。

○委員長(加藤紀文君) 全会一致と認めます。

紹介議員 風間 起君
この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第八七三号 平成十三年四月三日受理

雪氷資源の活用促進に関する請願

請願者

新潟県五泉市土深一三八ノ三 吉孝 外一万三千百七十四名

紹介議員 渡辺 孝男君
この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第八七七号 平成十三年四月四日受理

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

請願者

二七 南健二 外千百四十五名

紹介議員 小泉 親司君
長期化する不況により倒産・廃業が過去最高水準となる中、業者婦人は自営中小業者の家族従業者として、また女性事業主として営業を支えるだけでなく介護や育児にと昼夜を分かたず働いている。しかし、家族従業者の労働は社会的に認知されておらず、税制上においては所得税法第五十六条の規定によりただ働きを強いられている。また、業者婦人に対する社会保障においても、国民健康保険に傷病手当・出産手当の制度が無いことから、病気やけが、出産時の所得が補償されてしまう、年金についても生活を保障したものとはなっていない。自営業者についても労働者と同様に出産・育児・介護などの母性や家庭責任に配慮した社会制度を確立するよう求める。一方、男女共同参画審議会答申は「起業を目指す女性のニーズ等を把握しながら、支援の在り方について検討する」、「商工業等の自営業における家族従業者について調査研究等の取組を行っていく必要がある」と明記している。

については、業者婦人の人格が平等に認められる行動計画や施策の充実を図り、安心して営業と生활ができるよう、次の事項について実現を図らたい。

一、女性事業主・起業家が女性であることで融資、取引上の慣行、教育などで不利益を受けることのないよう、施策を充実させること。

第八八一号 平成十三年四月四日受理

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

請願者

福島県白河市新白河三ノ一五八ノ七一 村山弘樹 外四百三名

紹介議員 和田 洋子君
この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第八八五号 平成十三年四月四日受理

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

請願者

二七 南健二 外千百四十五名

紹介議員 小泉 親司君
長期化する不況により倒産・廃業が過去最高水準となる中、業者婦人は自営中小業者の家族従業者として、また女性事業主として営業を支えるだけでなく介護や育児にと昼夜を分かたず働いている。しかし、家族従業者の労働は社会的に認知されておらず、税制上においては所得税法第五十六条の規定によりただ働きを強いられている。また、業者婦人に対する社会保障においても、国民健康保険に傷病手当・出産手当の制度が無いことから、病気やけが、出産時の所得が補償されてしまう、年金についても生活を保障したものとはなっていない。自営業者についても労働者と同様に出産・育児・介護などの母性や家庭責任に配慮した社会制度を確立するよう求める。一方、男女共同参画審議会答申は「起業を目指す女性のニーズ等を把握しながら、支援の在り方について検討する」、「商工業等の自営業における家族従業者について調査研究等の取組を行っていく必要がある」と明記している。

については、業者婦人の人格が平等に認められる行動計画や施策の充実を図り、安心して営業と生활ができるよう、次の事項について実現を図らたい。

紹介議員 伊藤佳代子 外七名
この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第九〇二号 平成十三年四月四日受理

雪氷資源の活用促進に関する請願

請願者

新潟県加茂市上条五ノ三二 坪谷 吉昌 外一万三千百七十四名

紹介議員 松 あきら君
この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九三三号 平成十三年四月五日受理

雪氷資源の活用促進に関する請願

請願者

新潟県白根市平潟六六三 須田克 博 外一万三千百七十四名

紹介議員 弘友 和夫君
この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九三七号 平成十三年四月五日受理

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

請願者

一五五ノ三 成清勝子 外三百五 名

紹介議員 三重野栄子君
この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第九四一号 平成十三年四月五日受理

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

請願者

一吉沢邑孔 外五千五百四十七名

紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第九六四号 平成十三年四月五日受理

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

請願者

四 福原治康 外五千五百四十七名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第九六五号 平成十三年四月五日受理

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

請願者

大阪市北区本庄東二ノ四ノ一 沼瀬和子 外五千五百四十七名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

紹介議員 八ノ四 植田富子 外六千七十五名
この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第九六二号 平成十三年四月五日受理

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

請願者

東京都小金井市東町二ノ二二ノ二 五 川野栄 外五千五百四十七名

紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第九六六号 平成十三年四月五日受理
業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

請願者 新潟市石山六ノ一三ノ二五 野上 智子 外五千五百四十七名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

四月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願(第九七九号)(第九八三号)

一、雪水資源の活用促進に関する請願(第一〇一

〇一號)

一、業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願(第一〇一三号)(第一〇一七号)

一、雪水資源の活用促進に関する請願(第一〇

二号)

一、雪水資源の活用促進に関する請願(第一〇

三号)

一、業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願(第一〇一五号)(第一〇一五五号)(第一〇一六号)(第一〇一六五号)(第一〇一六六号)(第一〇一六七号)(第一〇一六八号)(第一〇一九号)(第一〇一七〇号)(第一〇一七一号)(第一〇一七二号)

一、国民・中小業者本位の景気回復に関する請

願(第一〇一五〇号)(第一〇一五一号)(第一〇一五二号)(第一〇一五三号)(第一〇一五四号)(第一〇一五五号)(第一〇一五六号)(第一〇一五七号)(第一〇一五八号)(第一〇一五九号)(第一〇一六〇号)(第一〇一六一号)(第一〇一六二号)(第一〇一六三号)(第一〇一六四号)(第一〇一六五号)(第一〇一六六号)(第一〇一六七号)(第一〇一六八号)(第一〇一六九号)(第一〇一七〇号)(第一〇一七一号)(第一〇一七二号)

一、雪水資源の活用促進に関する請願(第一〇

三号)

一、業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願(第九七九号)(第九八三号)

一、雪水資源の活用促進に関する請願(第一〇

一號)

一、業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願(第一〇一三号)(第一〇一七号)

一、雪水資源の活用促進に関する請願(第一〇

二号)

一、業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願(第一〇一五号)(第一〇一五五号)(第一〇一六号)(第一〇一六五号)(第一〇一六六号)(第一〇一六七号)(第一〇一六八号)(第一〇一九号)(第一〇一七〇号)(第一〇一七一号)(第一〇一七二号)

一、業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願(第一〇一三号)(第一〇一七号)

一、雪水資源の活用促進に関する請願(第一〇

三号)

一、業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願(第一〇一五号)(第一〇一五五号)(第一〇一六号)(第一〇一六五号)(第一〇一六六号)(第一〇一六七号)(第一〇一六八号)(第一〇一九号)(第一〇一七〇号)(第一〇一七一号)(第一〇一七二号)

一、業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願(第一〇一三号)(第一〇一七号)

一、雪水資源の活用促進に関する請願(第一〇

二号)

一、業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願(第一〇一五号)(第一〇一五五号)(第一〇一六号)(第一〇一六五号)(第一〇一六六号)(第一〇一六七号)(第一〇一六八号)(第一〇一九号)(第一〇一七〇号)(第一〇一七一号)(第一〇一七二号)

第九七五号 平成十三年四月六日受理
業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

請願者 岐阜県中津川市手賀野一七五ノ二七六 阿部竹雄 外百四十名

紹介議員 山下八洲夫君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第九七九号 平成十三年四月六日受理
業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

請願者 名古屋市西区城西町二五六 小出 助吉 外二百六十一名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第九八三号 平成十三年四月六日受理
業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

請願者 橋智恵 外一万三千百七十四名

紹介議員 高野 博師君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九八三号 平成十三年四月六日受理
業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

請願者 橋智恵 外一万三千百七十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第一〇一五〇号 平成十三年四月六日受理
業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

請願者 橋智恵 外一万三千百七十四名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一〇一五一号 平成十三年四月十二日受理
業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

請願者 橋智恵 外一万三千百七十四名

紹介議員 森本 晃司君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第一〇一五二号 平成十三年四月十二日受理
業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

請願者 橋智恵 外一万三千百七十四名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一〇一五三号 平成十三年四月十二日受理
業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

請願者 橋智恵 外一万三千百七十四名

紹介議員 林容子 外四四九名

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第一〇一七号 平成十三年四月九日受理
業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

請願者 東京都立川市一番町六ノ八ノ一

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一〇四五号 平成十三年四月十二日受理
国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 東京都青梅市東青梅二ノ一六ノ一

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第一〇五〇号 平成十三年四月十二日受理
国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 東京都江戸川区西葛西四ノ四ノ一

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一〇五五号 平成十三年四月十二日受理
国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 東京都江戸川区西葛西四ノ四ノ一

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一〇五六号 平成十三年四月十二日受理
国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市西川二ノ一三ノ三

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一〇五七号 平成十三年四月十二日受理
国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 愛知県春日井市前並町一ノ二二ノ一

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一〇五八号 平成十三年四月十二日受理
国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 浅野幸二 外四千五百七十五

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一〇五九号 平成十三年四月九日受理
業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

請願者 木下 誠君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一〇六〇号 平成十三年四月九日受理
業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

請願者 木下 誠君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一〇五八号 平成十三年四月十二日受理 国民・中小業者本位の景気回復に関する請願 請願者 東京都武藏村山市学園三ノ六四ノ一九 中山忠 外四千五百七十五		第一〇六三号 平成十三年四月十二日受理 国民・中小業者本位の景気回復に関する請願 請願者 滋賀県神崎郡永源寺町大字高野一、〇八六 丸山靖夫 外四千五百八十八名	
紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。		紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。	
第一〇五九号 平成十三年四月十二日受理 国民・中小業者本位の景気回復に関する請願 請願者 新潟県板尾市山田町六ノ六四ノ一 沼安夫 外四千五百七十五名		第一〇六四号 平成十三年四月十二日受理 国民・中小業者本位の景気回復に関する請願 請願者 福岡県田川市松原一区四ノ二 住純一 外四千五百七十五名	
紹介議員 小泉 親司君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。		紹介議員 橋本 敦君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。	
第一〇六〇号 平成十三年四月十二日受理 国民・中小業者本位の景気回復に関する請願 請願者 新潟県新発田市大栄町四ノ一ノ一 七 中野トミ子 外四千五百七十		第一〇六五号 平成十三年四月十二日受理 国民・中小業者本位の景気回復に関する請願 請願者 川崎市宮前区野川三、〇四二ノ八 阿部三喜男 外四千五百七十	
紹介議員 須藤美也子君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。		紹介議員 畑野 君枝君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。	
第一〇六一号 平成十三年四月十二日受理 国民・中小業者本位の景気回復に関する請願 請願者 東京都昭島市玉川町四ノハノ一〇 池田隆信 外四千五百七十五		第一〇六六号 平成十三年四月十二日受理 国民・中小業者本位の景気回復に関する請願 請願者 名古屋市瑞穂区西ノ割町一ノ二 六 佐久間盛敏 外四千五百七十	
紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。		紹介議員 畑野 君枝君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。	
第一〇六二号 平成十三年四月十二日受理 国民・中小業者本位の景気回復に関する請願 請願者 埼玉県浦和市下山口新田四二ノ五 赤岩周助 外四千五百七十五		第一〇六七号 平成十三年四月十二日受理 国民・中小業者本位の景気回復に関する請願 請願者 滋賀県蒲生郡日野町西大路一、四二六 広島太代治 外四千五百七十五	
紹介議員 八田ひろ子君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。		紹介議員 吉岡 吉典君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。	
第一〇六七号 平成十三年四月十二日受理 国民・中小業者本位の景気回復に関する請願 請願者 広島県世羅郡世羅西町大字下津田六〇四 今川芳春 外四千五百七十五名		第一〇七二号 平成十三年四月十二日受理 国民・中小業者本位の景気回復に関する請願 請願者 新潟県北蒲原郡聖籠町大字藤寄百七十五名	
紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。		紹介議員 吉岡 春子君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。	
第一〇六八号 平成十三年四月十二日受理 国民・中小業者本位の景気回復に関する請願 請願者 三重県桑名郡長島町葭ヶ須七四〇二八一 加藤愛梨 外四千五百七十五名		第一〇九八号 平成十三年四月十三日受理 国民・中小業者本位の景気回復に関する請願 請願者 宮本 岳志君	
紹介議員 筆坂 秀世君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。		紹介議員 山内 俊夫君 この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。	
第一一二三号 平成十三年四月十八日受理 原発推進から脱原発への政策転換に関する請願 請願者 青森県南津軽郡浪岡町浪岡字浅井一三八ノ一 三上明子 外九十九名		第一〇九八号 平成十三年四月十三日受理 業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願 請願者 大阪府豊能郡能勢町上田尻三六三 崑中三郎 外五百十九名	
紹介議員 竹村 泰子君 この請願の趣旨は、第一六号と同じである。		第一一二三号 平成十三年四月十九日受理 業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願 請願者 大阪府豊能郡能勢町上田尻三六三 崑中三郎 外五百十九名	
第一一二三号 平成十三年四月十九日受理 業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願 請願者 岡山市西大寺中二ノ一九ノ一三 赤木覺 外二百四十九名		第一一二三号 平成十三年四月十九日受理 業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願 請願者 岡山市西大寺中二ノ一九ノ一三 赤木覺 外二百四十九名	

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

五月十一日本委員会に左の案件が付託された。
一、業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に
充実に関する請願(第一一八四号)

一、雪水資源の活用促進に関する請願(第一一八五号)

第一一八四号 平成十三年四月二十三日受理
請願者 大阪府和泉市府中町四ノ二一ノ
七 中塚幸雄 外七百六十七名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

請願者 大阪府和泉市府中町四ノ二一ノ

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

請願者 大阪府和泉市府中町四ノ二一ノ
七 中塚幸雄 外七百六十七名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

請願者 大阪府和泉市府中町四ノ二一ノ
七 中塚幸雄 外七百六十七名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

請願者 新潟県小千谷市桜町五、二九三ノ
二 伊東裕士 外一万三千百七十
四名

紹介議員 益田 洋介君
この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

請願者 新潟県小千谷市桜町五、二九三ノ
二 伊東裕士 外一万三千百七十
四名

紹介議員 益田 洋介君
この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

請願者 新潟県小千谷市桜町五、二九三ノ
二 伊東裕士 外一万三千百七十
四名

紹介議員 益田 洋介君
この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

請願者 新潟県小千谷市桜町五、二九三ノ
二 伊東裕士 外一万三千百七十
四名

紹介議員 益田 洋介君
この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

請願者 新潟県小千谷市桜町五、二九三ノ
二 伊東裕士 外一万三千百七十
四名

紹介議員 益田 洋介君
この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

請願者 大阪府羽曳野市島泉九ノ一二ノ
一 立脇要子 外三百十二名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第一二一八八号 平成十三年五月七日受理
業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に
関する請願

請願者 白石ナミ子 外六百二十四名

紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

請願者 白石ナミ子 外六百二十四名

紹介議員 大澤 辰美君
この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案
電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案
民法の特例に関する法律
(趣旨)
第一条 この法律は、消費者が行う電子消費者契約と
約の要素に特定の錯誤があつた場合及び隔地者
間の契約において電子承諾通知を発する場合に
関し民法(明治二十九年法律第八十九号)の特例
を定めるものとする。

(定義)
第二条 この法律において「電子消費者契約」と
は、消費者と事業者との間で電磁的方法により
電子計算機の映像面を介して締結される契約で
あって、事業者又はその委託を受けた者が当該
映像面に表示する手続に従つて消費者がその使
用する電子計算機を用いて送信することによつ
てその申込み又はその承諾の意思表示を行うも
のをいう。

2 この法律において「消費者」とは、個人(事業
合におけるものを除く。)をいい、「事業者」と
は、法人その他の団体及び事業として又は事業
のために契約の当事者となる場合における個人
をいう。

3 この法律において「電磁的方法」とは、電子情
報処理組織を使用する方法その他の情報通信の
技術を利用する方法をいう。

4 この法律において「電子承諾通知」とは、契約
の申込みに対する承諾の通知であつて、電磁的
方法のうち契約の申込みに対する承諾をしよう
とする者が使用する電子計算機等電子計算機、
ファクシミリ装置、レックス又は電話機をい
う。(以下同じ。)と当該契約の申込みをした者が
使用する電子計算機等と接続する電気通信回
線を通じて送信する方法により行うものをい
う。

(施行期日)
附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にその申込み又はその
承諾の意思表示を行つた電子消費者契約につい
ては、なお從前の例による。

第三条 この法律の施行前に隔地者間の契約にお
いて発した電子承諾通知については、なお從前
の例による。

者に行う電子消費者契約の申込み又はその承諾
の意思表示について、その電子消費者契約の要
素に錯誤があつた場合であつて、当該錯誤が次
のいずれかに該当するときは、適用しない。
ただし、当該電子消費者契約の相手方である事業
者その委託を受けた者を含む。(以下同じ。)が、
当該申込み又はその承諾の意思表示に際して、
電磁的方法によりその映像面を介して、その消
費者の申込み若しくはその承諾の意思表示を行
う意思の有無について確認を求める措置を講じ
た場合又はその消費者から当該事業者に対して
当該措置を講ずる必要がない旨の意思の表明が
あつた場合は、この限りでない。

一 消費者がその使用する電子計算機を用いて
送信した時に当該事業者との間で電子消費者
契約の申込み又はその承諾の意思表示を行
う意思がなかつたとき。

二 消費者がその使用する電子計算機を用いて
送信した時に当該電子消費者契約の申込み又
はその承諾の意思表示と異なる内容の意思表
示を行う意思があつたとき。

者に行う電子消費者契約の申込み又はその承諾
の意思表示について、その電子消費者契約の要
要素に錯誤があつた場合であつて、当該錯誤が次
のいずれかに該当するときは、適用しない。
ただし、当該電子消費者契約の相手方である事業
者その委託を受けた者を含む。(以下同じ。)が、
当該申込み又はその承諾の意思表示に際して、
電磁的方法によりその映像面を介して、その消
費者の申込み若しくはその承諾の意思表示を行
う意思の有無について確認を求める措置を講じ
た場合又はその消費者から当該事業者に対して
当該措置を講ずる必要がない旨の意思の表明が
あつた場合は、この限りでない。

一 消費者がその使用する電子計算機を用いて
送信した時に当該電子消費者契約の申込み又
はその承諾の意思表示と異なる内容の意思表
示を行う意思があつたとき。

二 消費者がその使用する電子計算機を用いて
送信した時に当該電子消費者契約の申込み又
はその承諾の意思表示と異なる内容の意思表
示を行う意思があつたとき。

三 消費者がその使用する電子計算機を用いて
送信した時に当該電子消費者契約の申込み又
はその承諾の意思表示と異なる内容の意思表
示を行う意思があつたとき。

四 民法第五百一十六条第一項及び第五百一
十七条の規定は、隔地者間の契約において電子
承諾通知を発する場合については、適用しな
い。

(電子承諾通知に関する民法の特例)

第五条 民法第五百一十六条第一項及び第五百一
十七条の規定は、隔地者間の契約において電子
承諾通知を発する場合については、適用しな
い。

(電子承諾通知に関する民法の特例)

第六条 民法第五百一十六条第一項及び第五百一
十七条の規定は、隔地者間の契約において電子
承諾通知を発する場合については、適用しな
い。

(電子承諾通知に関する民法の特例)

第七条 民法第五百一十六条第一項及び第五百一
十七条の規定は、隔地者間の契約において電子
承諾通知を発する場合については、適用しな
い。

(電子承諾通知に関する民法の特例)

第八条 民法第五百一十六条第一項及び第五百一
十七条の規定は、隔地者間の契約において電子
承諾通知を発する場合については、適用しな
い。

(電子承諾通知に関する民法の特例)

第九条 民法第五百一十六条第一項及び第五百一
十七条の規定は、隔地者間の契約において電子
承諾通知を発する場合については、適用しな
い。

(電子承諾通知に関する民法の特例)

第十条 民法第五百一十六条第一項及び第五百一
十七条の規定は、隔地者間の契約において電子
承諾通知を発する場合については、適用しな
い。

(電子承諾通知に関する民法の特例)

第十一条 民法第五百一十六条第一項及び第五百一
十七条の規定は、隔地者間の契約において電子
承諾通知を発する場合については、適用しな
い。

(電子承諾通知に関する民法の特例)

第十二条 民法第五百一十六条第一項及び第五百一
十七条の規定は、隔地者間の契約において電子
承諾通知を発する場合については、適用しな
い。

(電子承諾通知に関する民法の特例)

第十三条 民法第五百一十六条第一項及び第五百一
十七条の規定は、隔地者間の契約において電子
承諾通知を発する場合については、適用しな
い。

(電子承諾通知に関する民法の特例)

第十四条 民法第五百一十六条第一項及び第五百一
十七条の規定は、隔地者間の契約において電子
承諾通知を発する場合については、適用しな
い。

(電子承諾通知に関する民法の特例)

平成十三年六月一日印刷

平成十三年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

K